

令和4(2022)年11月12日

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携のあり方について(声明)

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携のあり方について議論が進行している。福祉事務所と関係機関が支援の調整や情報共有をおこなう新たな会議体を生活保護制度のなかに設置することも検討されている。

コロナ禍のもとで広がる困窮や孤立に対処するために二つの制度を緊密に連携させていくことは、もとより重要な課題である。その場合の連携とは、両制度を共に質的にも量的にも強化し拡充するためのものでなければならない。たとえば、生活困窮者自立支援制度を利用している間に一時的に生活保護を受給できる、あるいは生活困窮者自立支援制度の就労準備支援が被保護者就労準備支援と一体的に実施され、ケースワーカーが様々な知見を得てケースワーク業務が質的に改善される、などである。両制度はそのようなかたちで「重なり合う」べきである。

他方において、二つの制度を連携させるという名目で、生活困窮者自立支援制度が生活保護制度のケースワーク業務を代替するかの体裁をとり、結果的にケースワーク業務が縮小するなど、生活保護制度の質的な劣化あるいはその給付の量的な削減を引き起こすようなことがあってはならない。自治体が直面している人件費や給付財源のひっ迫に対してきちんと対処することなく、生活支援を後退させるかたちで切り抜けようとするならば、長期的には地域の活力のさらなる衰退を引き起こすことになるだろう。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護制度の利用を抑制したり、その費用を軽減したりすることを目的としたものではない。むしろ生活困窮者自立支援制度は、生活保護制度をほんとうに必要とする人々に届かせると同時に、生活保護制度からの離脱を望む人々には、諸事業を同制度と一体として実施し利用できる支援を広げることを目指すものである。そして実際のところ、この制度を通して多くの人が生活保護につながってきたし、自治体によっては、両制度の一体実施でそれぞれの生活保護受給者の困難に沿った支援が強化されたという声も聞こえてくる。

こうした達成に基づき、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携が追求される際には、以下の原則が遵守されるべきである。

第一に、両制度の連携は、それを理由として生活困窮者自立支援制度の人員配置や生活保護制度のケースワークの業務や体制が縮小されることなく、むしろ地域を支える重要な仕組みとしてともに住民の理解を高めることで、それぞれの制度が人的にも財政的にも強化される契機となるべきである。

第二に、新たな会議体の設置が検討されているが、そのような会議体は、ケースワーク業務がその公的な責任と役割を全うすることを前提に、第一にあげた課題を達成していくことに責任を負う必要がある。同時に、生活困窮者自立支援制度にはすでに支援会議、支援調整会議、重層的支援体制整備事業の支援会議と3つの会議体が置かれている。屋上屋を架すことになって会議運営に過大な業務負担を強いられることにならないように配慮が必要である。

第三に、以上の方向で「重なり合う支援」がすすめられ、生活保護制度が誰からも「入りやすく出やすい」あるいは「利用しやすく自立しやすい」制度になっていくことが重要である。「利用しやすく自立しやすい」生活保護への転換は、2004年の専門家委員会報告書ですでに掲げられていた課題でもある。その転換が必ずしも容易にすすまない理由はどこにあるのか、生活困窮者自立支援制度とのいかなる連携が効果的であるかを、エビデンスに基づき丁寧に点検、整理しながら具体的な連携の道筋を提起していくべきである。

以上